

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 9月 3日

近畿地方整備局

大阪国道事務所長 西野 賢治

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、大阪国道事務所管内に整備した情報ボックス等の埋設施設管理を円滑に実施し、破損事故防止体制を強化するための「情報ボックス・電線共同溝等管理システム」にデータ整備を行うとともに、本システムの不具合等への対応や使用者の要求に応じた仕様変更への対応など、利活用の補助を行う業務である。

本業務を実施するにあたっては、情報ボックスの管理技術を有するとともに「情報ボックス・電線共同溝等管理システム」について専門的な技術力が要求される。更に本システムの不具合等への対応や使用者の要求に応じた仕様変更への対応など、カスタマイズ等に迅速に対応できる体制を有する必要があることから、(財)道路保全技術センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度大阪国道管内情報管路管理補助業務
- (2) 業務内容 情報ボックス・電線共同溝等管理システムへのデータ登録及び利活用の管理補助業務
- (3) 履行期限 平成20年3月19日

3. 業務目的

本業務は、大阪国道事務所管内に整備した情報ボックス等の埋設施設管理を円滑に実施し、破損事故防止体制を強化するための「情報ボックス・電線共同溝等管理システム」にデータ整備を行うとともに、本システムの不具合等への対応や使用者の要求に応じた仕様変更への対応など、利活用の補助を行う業務である。

4. 応募要件

- (1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は以下のとおりとする。
 - 1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けているもの。
 - ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

情報ボックスの管理技術を有するとともに「情報ボックス・電線共同溝等管理システム」について精通した専門的な技術力を有すること。また、本システムの不具合等への対応や使用者の要求に応じた仕様変更への対応など、カスタマイズ等に迅速に対応できる技術力を有すること。

3) 守秘性に関する要件

・守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

4) 業務執行体制に関する要件

・近畿地方整備局管内に本社・本店等、又は支社・支店・営業所等があること。
・「情報ボックス・電線共同溝等管理システム」について精通した担当技術者を十分に確保していること。

5) 業務実績に関する要件

元請けとして、平成14年度以降において完了し引き渡し済みの業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有すること。

- ・同種業務：国が発注した近畿地方整備局管内における情報ボックス等管理システムに関する補助業務
- ・類似業務：近畿地方整備局管内の府・県または政令市が発注した情報ボックス等管理システムに関する補助業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

1) 配置予定管理技術者

・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア) 技術士（建設部門）の資格を有し、過去5年間に情報ボックス等管理システム補助業務の同種又は類似業務の実績を有するもの。
- イ) 1級土木施工管理技士の資格を有し、過去5年間に情報ボックス等管理システム補助業務の同種又は類似業務の実績を有するもの。
- ウ) 近畿地方整備局で道路関係の技術的な行政経験を15年以上経験しているもの。

・同種類業務の実績

元請けとして、平成14年度以降において完了し引き渡し済みの業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有すること。

- 同種業務：国が発注した近畿地方整備局管内における情報ボックス等管理システムに関する補助業務
- 類似業務：近畿地方整備局管内の府・県または政令市が発注した情報ボックス等管理システムに関する補助業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒536-0004 大阪府大阪市城東区今福西2-12-35
国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所 経理課
TEL：06-6932-1421（代）（内線291） FAX：06-6935-5748

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成19年9月3日（月）から平成19年9月12日（水）まで
（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時30分から17時00分まで）

- ②交付場所
(1)に同じ。
- ③交付方法
手渡しとする。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
 - ①提出期限
平成19年9月13日(木) 17時00分
 - ②提出場所
(1)に同じ。
 - ③提出方法
持参によるものとする。
郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：
平成19年10月1日(月) 17時00分
- (4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。

以上